

特別受益とは？

1 相続人への贈与と特別受益

亡くなられた方（被相続人）から、遺贈（遺言によって財産を譲り受けること）や贈与を受けた相続人がある場合（住宅購入や営業資金のための援助等）、当該遺贈や贈与を無視して、遺産分割を行うことを不公平だと感じる方もおられるかと思えます。

民法では、相続人間の公平を図ることを目的として、次のように定めています。

民法第九百三条（特別受益者の相続分）

共同相続人中に、被相続人から、①遺贈を受け、又は②婚姻若しくは養子縁組のため若しくは③生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする（付番、下線追記は筆者）。

この遺贈又は贈与を「特別受益」といいます。「特別受益」に当たる場合には、具体的相続分の算定に当たり、計算上、特別受益相当額を加算することになります（特別受益の持戻し）。その結果、遺産分割において、特別受益を受けた相続人の相続分が少なくなる可能性があります。

2 特別受益に当たるか

まず、遺贈により受遺者が受けた財産は「特別受益」に当たります。

次に、贈与ですが、すべてが「特別受益」に当たるわけではありません。「特別受益」に当たるかどうかは、生計の資本としての贈与など、遺産の前渡しとみられるかどうかが基準となります。

ここで、生計の資本としての贈与とは、居住用不動産の贈与やその取得のための金銭の贈与、営業資金の贈与など生計の基礎として役立つような財産上の給付をいいますが、具体的には、贈与金額の多寡、贈与の趣旨から判断されることとなります。

生命保険金は、受取人として指定された相続人が

受領した場合には、原則として「特別受益」に当たりません。ただし、保険金の額、この額の遺産総額に対する比率等諸般の事情を総合考慮して、他の共同相続人との間で生じる不公平が著しいといえる特段の事情がある場合には、特別受益に準じて、持戻しの対象となるとされています。

3 持戻し免除の意思表示

特定の相続人に多くの遺産を渡したいと考える方もおられるかと思えます。このような場合には、被相続人は意思表示によって特別受益の持戻しを免除することができます（民法903条3項）。

4 遺産分割と特別受益の主張

遺産分割について、まずは、相続人間で話し合いを行います。話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができます。調停では、調停委員を介して話し合いを行います。調停でも話し合いがまとまらず、調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、資料等に基づき裁判官が判断を下します。

遺産分割において、「特別受益」があったと主張する相続人は、①遺贈又は②贈与の事実があったこと及び③その贈与が婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としてなされたものであることを主張し、特別受益者である相続人は被相続人が持戻しの免除の意思表示をしたという場合はそれを主張することになります。さらに、主張の裏付け資料も提出することになります。

なお、民法改正により、特別受益の主張に期限が定められたので注意が必要です（民法904条の3）。

5 最後に

相続について疑問に思われることがあれば、お早目に弁護士にご相談されることをお勧めします。

執筆 弁護士 金丸 有希



新年のお慶び申し上げます！

あけまして、おめでとうございます！2025年がスタートしました。みなさまは、どんな年にしたいでしょうか。弁護士法人ナラハはスタートして4年目。今年もさらに人の充実を図り、パワーアップしてまいります！

代表弁護士 田辺 美紀



【社労士法人ナラハ】を設立しました！

社労士法人ナラハを設立しました！代表の林揚子（弁護士・社労士）と林武博の2名体制でスタートしました。奈良県の老舗企業様をはじめ、すでに多くの顧客様にご愛顧いただいております。弁護士法人ナラハとのシナジーにご期待ください。

業務歴30年の自称ベテラン社会保険労務士です。どんな難しそうなことでも経験済と自負しております。得意分野就業規則作成 社会保険労務士 林武博

住所：〒631-0824 奈良市西大寺南町8番33号奈良商工会議所会館1階（弁護士法人ナラハと同じ）

電話：0742-94-5215 ファックス：0742-81-7406（社労士法人ナラハのオリジナル）



■ コラム ■

新年の抱負

新年、明けましておめでとうございます！皆様、新しい年、2025年をどのように迎えられたでしょうか？

我が家では、毎年、新しく迎える一年の抱負や目標を、各々発表するのが恒例となっています。

ちなみに、昨年、私が一番に掲げたのは、「毎日、家族から、笑顔はじめる」です。これは、夫や子どもら（高2女子、中2男子、小6男子、小3男子）から、いつも「鬼」「つのが生えてる」などと言われるので、心から反省し、「素敵な妻、素敵な母」と言われるようになりたいと思ったからです！

さあ、昨年一年間で、「笑顔で素敵な私」になったはずですが・・・？！

・・・最近、夫から、「忙しすぎるんじゃない？」「年も年なんだから、傲慢にならないよう気を付けなさい」となどと言われるようになりました。今年一年、「謙虚にゆっくり生きる」を掲げ、頑張りたいと思います！

弁護士 田辺 美紀



弁護士法人 ナラハ 奈良法律事務所

〒631-0824 奈良市西大寺南町8番33号奈良商工会議所会館1階

TEL 0742-81-3323 FAX 0742-81-3324

ニュースレター不要の場合 送付停止 E-mail : info@naraha-law.jp